

第三次白河市子ども読書活動推進計画



白河市教育委員会

令和 5 年 4 月

はじめに

読書は、子どもが感性を磨き、想像力や表現力を高めてより良い言語生活を送り、生きる力を育むために不可欠なものであります。このため、発達段階や障がいの有無に応じて、すべての子どもたちが読書に親しみ、読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行えるような環境を整えることが求められています。

白河市では子どもたちの読書生活を豊かにするため、国、県の動向も踏まえ、平成 25 年 12 月に「白河市子ども読書活動推進計画」（一次計画）を策定、同 31 年 4 月に二次計画を策定しました。

当該計画に基づき、市内の関係機関が連携を取りながら、家庭や保育園における読書活動の推進、市立図書館や学校図書館の蔵書の充実、図書館司書の拡充や市内全校における学校司書の配置などに取り組んできたところです。

その結果、子どもたちがいつでも、どこでも本を手に取り、読書に親しめる環境の整備が着実に前進してきています。しかし、計画を推進してきた 10 年間は、情報化社会が一層進化し、子どもたちを取り巻く読書環境は大きく変化してきました。

今回、第二次計画の終了を受け、実績を評価、検証し現状を踏まえた上で第三次計画を策定しました。これにより、一層の読書活動が推進され、子どもたちが読書の醍醐味を知ることに加え、さらに知情意がバランスよく高まり、生きる力を育んでいくことを切に願います。

おわりに、本計画の策定に際し、白河市図書館協議会の皆様をはじめ、原案に対して、貴重なご意見を寄せていただいた多くの方に厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 4 月

白河市教育委員会 教育長 芳賀祐司

目 次

第1章 第三次白河市子ども読書活動推進計画について

1 計画の目的	1
2 計画策定の背景	2
(1) 国の動向	2
(2) 福島県の動向	2
(3) 白河市の動向	2

第2章 第二次計画の取組状況と成果

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	3
(1) 家庭における読書活動の推進	3
(2) 保育園・幼稚園等における読書活動の推進	4
(3) 学校における読書活動の推進	5
(4) 図書館における読書活動の推進	6
(5) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進	7
基本方針Ⅱ 子どもが自主的に読書活動を行うための読書環境の整備・充実	8
(1) 保育園・幼稚園等における読書環境の整備・充実	8
(2) 学校における読書環境の整備・充実	8
(3) 図書館における読書環境の整備・充実	11
(4) 支援を必要とする子どもの読書環境の整備・充実	12
基本方針Ⅲ 子どもの読書活動についての理解の促進	14

第3章 第三次白河市子ども読書活動推進計画の概要

1 計画の位置づけ	16
2 計画の期間	16
3 基本方針	16

第4章 第三次白河市子ども読書活動推進計画の取組み

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	17
(1) 家庭における読書活動の推進	17
(2) 保育園・幼稚園等における読書活動の推進	18
(3) 学校における読書活動の推進	19
(4) 図書館における読書活動の推進	20
(5) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進	21
基本方針Ⅱ 子どもが自主的に読書活動を行うための読書環境の整備・充実	22
(1) 保育園・幼稚園等における読書環境の整備・充実	22
(2) 学校における読書環境の整備・充実	22
(3) 図書館における読書環境の整備・充実	24
(4) 支援を必要とする子どもの読書環境の整備・充実	25
基本方針Ⅲ 子どもの読書活動についての理解の促進	26

第5章 計画の推進について

1 計画の推進体制の整備	27
2 計画の進行管理	27

資 料

子どもの読書活動の推進に関する法律	28
衆議院文部科学委員会における附帯決議	29
第三次白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会設置要領	30
白河市図書館協議会委員名簿	31
第三次白河市子ども読書活動推進計画策定工程表	32
第三次白河市子ども読書活動推進計画策定経過	33

第1章 第三次白河市子ども読書活動推進計画について

1 計画の目的

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの（子どもの読書活動の推進に関する法律¹ 第2条）」です。また、子どもの発達段階においても、子どもの読書活動は、知的、情緒的、精神的な発達に大きな役割を果たします。

そのため、白河市では、市内すべての子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を確立できるよう、平成25年に「白河市子ども読書活動推進計画」（以下、第一次計画と表記。）を策定し、令和元年に「第二次白河市子ども読書活動推進計画」（以下、第二次計画と表記。）を策定しました。第二次計画期間²（平成31年度～令和4年度）においては、第一次計画から引き続き、ブックスタート事業³や「親子ふれあい文庫」整備事業⁴により、家庭・保育園における読書活動の推進に努め、また図書館等の関係部署が、各種事業において読み聞かせの機会を積極的に設けることで、子どもたちの読書体験の機会充実を図ってきました。そして令和元年度には、市内の全小中学校への学校司書の配置が完了し、子どもたちの読書活動を推進するための基盤となる学校図書館の整備が大きく進展しました。

第三次計画においては、第二次計画の成果を引き継ぐとともに、関係機関の連携をより密なものとするすることで、子どもの読書活動をさらに推進していくことを目的とします。

本計画において、「子ども」とは、子どもの読書活動の推進に関する法律における定義に従い、白河市のおおむね18歳以下の者を指します。

¹ 子どもの読書活動の推進に関する法律：平成13年12月12日公布、資料(p.28)参照。

² 計画期間：第一次計画は6年間の計画でした。第二次計画については、白河市第2次総合計画の計画期間との調整を行うため4年間の計画期間となっています。

³ ブックスタート事業：絵本等を介して保護者と子どものコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする活動で、乳幼児健診（白河市では1歳児健康診査）の機会に乳幼児と保護者に絵本を配布し、読み聞かせや図書館の利用案内、図書館行事案内等を行う事業です。

⁴ 「親子ふれあい文庫」整備事業：保育園・幼稚園に絵本等を整備し、地域の子育て家庭に対して貸出を行う事業です。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

国においては、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。令和 5 年度には第五次基本計画が策定されています。また、平成 26 年 6 月には学校司書の法制化を含めた「学校図書館法」の改正がなされています。

文部科学省においては、令和 4 年度から令和 8 年度を対象期間とする新たな「学校図書館図書整備等 5 か年計画」が策定され、引き続き学校図書館の充実が図られています。

(2) 福島県の動向

福島県においては、平成 16 年 3 月に「福島県子ども読書活動推進計画」が策定されました。学校・家庭・地域などがそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもの読書活動推進の基本となる方針と具体的な方策を明らかにしました。令和 2 年には第四次計画が策定され、「子どもが読書に親しむ機会の充実」、「子どもの読書環境の整備と充実」、「子どもの読書活動についての理解の促進」の三つの基本方針が示されています。

(3) 白河市の動向

本市においては、市内のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所で、自主的な読書活動を行うことができるよう、積極的に環境を整備し、総合的に読書活動を推進することを目的として、平成 25 年 12 月に第一次計画を策定しました。平成 30 年には、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、福島県の「福島県子ども読書活動推進計画」の基本方針に準拠した第二次計画を策定しました。そして、教育関連では、平成 27 年 12 月に「白河市教育大綱」、令和 5 年 4 月には「第 3 次白河市生涯学習推進計画」（令和 5～令和 9 年度）を策定しました。

令和 5 年度開始の「白河市行動計画ーアジェンダ 2027ー」においても、本計画を関連計画に位置付けています。

第2章 第二次計画の取組状況と成果

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、発達段階にあわせて切れ目なく、本との出会いの場の提供や、読書に親しむ機会の充実が必要です。そのため、乳幼児期の家庭をスタートとして、保育園・幼稚園、学校、図書館等において子どもが本に親しむ機会の提供と充実を目指します。

(1) 家庭における読書活動の推進

家庭は子どもに読書の楽しさや大切さを伝えることや、子どもの読書習慣を形成する上で重要な役割を担っています。ブックスタート事業を活用した乳幼児期の読み聞かせは、家庭における子どもの読書活動のスタートとなります。

取組み

- ✓ブックスタート事業の実施（こども支援課・市立図書館⁵⁾）
- ✓図書館利用の促進（図書館）

○主要な取組みの実績

取組み	内容	計画策定時 ⁶⁾ (H29 年度)	目標 ⁷⁾ (R4 年度)	実績 ⁸⁾ (R3 年度)
ブックスタート	1 歳児健康診査時において「ブックスタート事業」を実施し、読み聞かせと図書館の利用促進を図るとともに、家庭での読書の大切さを伝える	100%	100%	100%
活動指標:実施割合				

- ・ブックスタート事業は 1 歳児健診の際にもれなく実施しています。当日受診できなかった家庭にも絵本とともに、ブックスタート事業と図書館に関する案内を送付しています。

⁵⁾ 市立図書館：本計画では、「図書館」と記した場合、市立図書館・表郷図書館・大信図書館・東図書館の4図書館を指します。個別の図書館名で記した場合は、その館のみを指すものとします。

⁶⁾ 計画策定時：第二次計画策定は平成30年度であり、計画策定時の基準として、平成29年度の実績を使用しています。

⁷⁾ 目標：第二次計画期間最終年度として、令和4年度の目標値を設定しています。

⁸⁾ 実績：第二次計画の成果として、令和3年度の実績を使用しています。

（２）保育園・幼稚園等⁹における読書活動の推進

保育園・幼稚園等における読み聞かせ等の読書活動は、子どもが様々な感情を学び、想像力を高め、豊かな感受性を育むために重要です。また、この時期に図書館を訪問し、利用する経験を得ることで、その後の図書館利用の促進につながります。

取組み

- ✓保育園・幼稚園等における読み聞かせ（こども育成課・表郷図書館）
- ✓図書館訪問（こども育成課・図書館）

○主要な取組みの実績

取組み	内容	計画策定時 (H29 年度)	目標 (R4 年度)	実績 (R3 年度)
読み聞かせ	保育園・幼稚園等を訪問し、読み聞かせを実施する	4 回	8 回	4 回
		活動指標:1 園あたりの開催回数 ¹⁰		
図書館訪問	本とふれあう機会を提供するため、各園が図書館を訪問し、利用等について理解を深める	9 園/18 園	18 園/18 園	9 園/18 園
		活動指標:実施園数 ¹¹		

- ・ 読み聞かせは発声を伴うことから、新型コロナウイルス感染防止のため、あまり実施できませんでした。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、図書館の訪問が控えられ、実施園数が伸びませんでした。

⁹ 保育園・幼稚園等：白河市内の公立保育園は 5 園、公立幼稚園は 8 園、私立保育園は 3 園、私立幼稚園は 2 園の計 18 園です。私立認定こども園 4 園、私立小規模保育施設 3 園を含めると、合計 25 園です。（令和 4 年度末）

¹⁰ 開催回数：ボランティアの協力を得たもののみを対象とします。

¹¹ 実施園数：3 歳以上の子どもがいる園を対象とし、指標分母は 18 園です。

(3) 学校¹²における読書活動の推進

学校は子どもが多く時間を過ごす場所であり、読書活動に大きな影響を与えます。教師、学校司書、保護者、ボランティア等の働きかけや、子ども同士の読書体験の共有等によって、子どもの読書習慣を形成していくことが重要です。

取組み

- ✓学校図書館の活用（学校教育課）
- ✓小学校における読書活動（学校教育課）
- ✓放課後児童クラブ¹³における読み聞かせ（こども育成課）

○主要な取組みの実績

取組み	内容	計画策定時 (H29 年度)	目標 (R4 年度)	実績 (R3 年度)
小学校における読書活動	保護者、地域ボランティアによる読み聞かせを実施する	14 校/15 校	15 校/15 校	15 校/15 校
読み聞かせ	各放課後児童クラブにおいて、地域ボランティアによる読み聞かせを実施する	新規	17 クラブ /17 クラブ	2 クラブ /16 クラブ

- ・ 小学校では保護者、地域ボランティアによる読み聞かせが定着しています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、一部の児童クラブでしか読み聞かせを実施できませんでした。



小学生による図書館見学

¹² 学校：令和3年度末まで、白河市内の公立小学校は15校、公立中学校は8校でしたが、令和4年4月に大信地域の小学校の統合があったため、公立小学校は13校、公立中学校は8校となりました。なお、令和5年度に中学校2校が統合予定のため、令和5年度以降の公立中学校は7校です。

¹³ 児童クラブ：令和2年度末まで公設児童クラブは17クラブでした。令和3年に白河第三小学校第二児童クラブが休所となり16クラブになり、令和4年4月に大信地域の小学校の統合に伴い3クラブが2クラブになったため、令和4年度末は15クラブでした。また、令和5年以降の公設児童クラブ数に変更予定はないため15クラブです。

(4) 図書館における読書活動の推進

図書館は、子どもが本を身近なものとして感じることができるよう、おはなし会等の取組みや移動図書館¹⁴の運用を継続的に行います。子どもが図書館と本に対して親しみを持つことは、その後の自主的な読書活動につながります。

取組み

- ✓おはなし会の開催（図書館）
- ✓手づくり絵本教室、手づくり絵本展の開催（市立図書館・東図書館）
- ✓移動図書館（大信図書館・東図書館）

○主要な取組みの実績

取組み	内容	計画策定時 (H29 年度)	目標 (R4 年度)	実績 (R3 年度)
おはなし会	対象年齢にあわせたおはなし会を企画、実施する	1,556 人	1,700 人	241 人
手づくり絵本教室 手づくり絵本展	読書推進の手段として、楽しみながら手づくりで絵本をつくり、また、手づくり絵本教室等でつくった絵本を展示する	52 人	60 人	8 人
移動図書館	地域内小学校、幼稚園等を移動図書館車で巡回し、本の貸出を実施する	月 1 回	月 1 回	月 1 回

- ・ おはなし会は、館ごとの利用者層を把握し、対象にあわせた実施に努めており、参加者は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、規模を縮小した形式で開催しています。
- ・ 手づくり絵本教室・手づくり絵本展は年々、参加者の増加がみられていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、減少しました。
- ・ 大信図書館及び東図書館においては、地域の小学校 1 年生に対して全員に図書館利用カードの作成を案内し、図書館の利用を呼びかけています。また両館は、移動図書館事業を実施し、地域内の小学校、幼稚園等を巡回しており、園児や児童に親しまれています。

¹⁴ 移動図書館：書架を設置した自動車に、図書館資料を積んで移動し、図書館以外の場所で貸出等の図書館サービスを行う事業です。

（５）支援を必要とする子どもの読書活動の推進

障がい、病気の療養、母国語の違い等によって読書活動に支援を必要とする子どもには、その一人ひとりにあわせた読書活動の機会の提供が必要です。加えて、子どもだけではなく、一番身近な支援者である保護者も共に楽しむことができ、家庭での読書活動につながる取組みも重要です。

取組み

- ✓子育て支援における読み聞かせ（こども支援課）
- ✓外国語資料の収集（図書館）

○主要な取組みの実績

取組み	内容	計画策定時 (H29 年度)	目標 (R4 年度)	実績 (R3 年度)
読み聞かせ	ことばの遅れ等のある幼児とその保護者を対象とした小集団での読み聞かせを実施する	26 回	40 回	87 回
外国語資料の収集	民族的・言語的・文化的な多様性を背景にもつ子どもが、母国語に親しめるような資料を収集する	204 冊	250 冊	517 冊

- ・ 1 歳 6 か月健診でフォローが必要になった子どもを対象に、小集団での読み聞かせを実施することができました。
- ・ 英語を中心に、多様な言語の資料を収集しています。あわせて、日本語を母国語としない子どもに向けた、日本語学習のための資料も収集しています。



洋書コーナー（市立図書館）

基本方針Ⅱ 子どもが自主的に読書活動を行うための読書環境の整備・充実

子どもが、自由に、そして自主的に読書に親しむことができる環境の整備を図ります。市内の図書館や学校図書館等の機能の充実や、子どもの読書活動の人的な支援体制の強化に努めます。また、家庭、保育園・幼稚園、学校、図書館、関係機関、団体が連携・協力する体制を構築することを通して、子どもの読書活動の推進のための環境の整備を進めます。

（１）保育園・幼稚園等における読書環境の整備・充実

保育園や幼稚園等は、絵本や物語などに触れることができる環境を整えることによって、子どもが幼児期から読書に親しむ習慣を身に付けられる場所です。そのため、絵本をはじめとする児童書を充実させ、環境の整備に努めます。

取組み

- ✓絵本等の収集及び提供（こども育成課）

○主要な取組みの実績

取組み	内容	計画策定時 (H29 年度)	目標 (R4 年度)	実績 (R3 年度)
絵本等の収集及び提供	「親子ふれあい文庫」整備事業により資料を収集し、園児及び保護者に本と触れあう機会を提供する	222 点	300 点	292 点
		活動指標:1 園あたりの蔵書数		

- ・ 整備事業による図書購入は目標値に近づいてきました。絵本等の傷みが早いため、今後適宜入れ替えを行い、さらに推進を図ります。

（２）学校における読書環境の整備・充実

学校における、子どもの豊かな読書活動や主体的な学習活動を支えるためには、学校図書館の充実が重要な役割を果たします。学習の参考になる本や読み物をはじめとして、様々な分野の本を拡充することに加え、市内全校の学校図書館への学校司書¹⁵配置、検索システムの導入等といった取組みを行うことで、学校図書館機能の活用を推進します。

¹⁵ 学校司書：学校図書館に関する専門的事務を担当する事務職員のことを言います。また、そのために配置される教諭のことを「司書教諭」と言います。学校司書と司書教諭は連携し、学校図書館の資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行うなど学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担います。

取組み

- ✓図書館資料の活用（こども育成課・学校教育課・図書館）
- ✓図書配本¹⁶の活用（こども育成課・学校教育課・図書館）
- ✓学校図書館の蔵書充実（学校教育課）
- ✓学校司書の配置（学校教育課）
- ✓学校図書館検索システム¹⁷の導入（学校教育課）
- ✓学校図書館担当教員・学校司書研修会の実施（学校教育課）

○主要な取組みの実績

取組み	内容	計画策定時 (H29 年度)	目標 (R4 年度)	実績 (R3 年度)
図書配本	セット化した図書館所蔵の資料を学校図書館に配置する	実施	実施	実施
図書館資料の活用	各放課後児童クラブにおいて、図書館所蔵の資料の積極的な利用を図る	新規	17 クラブ /17 クラブ	13 クラブ /16 クラブ
学校図書館の蔵書充実	学校図書館の蔵書を充実させる	86%	100%	90%
学校司書の配置	すべての小・中学校に「学校司書」を配置する	18 校/23 校	21 校/21 校	23 校/23 校
学校図書館検索システムの導入	図書資料目録を作成し、検索等の効率化を図る	18 校/23 校	21 校/21 校	23 校/23 校
学校図書館担当教員・学校司書研修会の充実	学校図書館担当教員・学校司書研修会を実施し、個々の指導力向上を図る	新規	1 回/年	1 回/年

¹⁶ 図書配本：図書館が図書資料を一定冊数のセットにしたものを、学校や放課後児童クラブ等へ定期的に貸出を行う事業です。

¹⁷ 学校図書館検索システム：学校図書館業務の電算化と蔵書目録のデータベース化によって、コンピュータで蔵書の検索や貸出・返却等の資料管理を行うことができるシステムです。

¹⁸ 蔵書充足率：文部科学省による学校図書館図書標準に示されている学校規模（学級数）に対する蔵書数の標準の達成率です。

- ・ 図書館がセット化した図書資料を希望する小学校に配置しています。
- ・ 多数の児童クラブが図書館を利用し、団体貸出を受けることができました。
- ・ 学校司書の配置により、学校図書館の蔵書の整理がされています。
- ・ 学校司書は平成 31 年度（令和元年度）に、全校配置が完了しました。
- ・ 平成 31 年度に学校図書館検索システムの導入が完了しました。
- ・ 学校における子どもたちの読書活動を推進するための指導力向上を目的として、学校図書館担当教員・学校司書研修会を年に一度開催しています。



見出し板を活用した
学校図書館の書架



学校図書館における
おすすめ本の紹介



学校司書の活動状況

（３）図書館における読書環境の整備・充実

図書館が、子どもの読書活動において身近で利用しやすい場所となるためには、親しみやすい雰囲気やイメージとともに、子どもの好奇心を刺激する広範なジャンルの本の整備・充実が必要です。また、学校図書館機能充実の支援等の取組みを通じて読書環境の整備に努めます。

取組み

- ✓小・中学校図書館支援（図書館）
- ✓読書ノート¹⁹の配付（図書館）

○主要な取組みの実績

取組み	内容	計画策定時 (H29 年度)	目標 (R4 年度)	実績 (R3 年度)
小・中学校図書館支援	学校図書館の支援を実施する	18 校/23 校	21 校/21 校	23 校/23 校
		活動指標:実施校数		
読書ノートの配付	市内の子どもを対象に読書ノートを配付する	新規	実施	実施
		活動指標:実施の有無		

- ・ 全校への学校司書配置に伴い、市立図書館が各校へ助言・指導等の協力支援を行いました。
- ・ 毎年度、4 月に読書ノートを小学校の新 1 年生全員に配付し、併せて利用案内等のパンフレットを渡しています。また、読書ノートを使い切った子どもには、窓口で新たなノートを渡しています。



読書ノートと読書ノート用シール

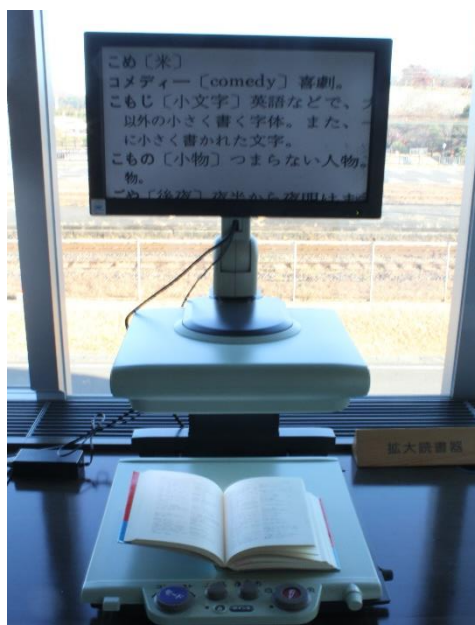
¹⁹ 読書ノート：図書館では、借りた本の情報が印刷されたシールを発行できます。読書ノートはそのシールを貼り付けるためのお薬手帳のような形態の冊子です。子どもにとって読んだ本の記録づくりは、読書意欲の向上につながります。

（４）支援を必要とする子どもの読書環境の整備・充実

読書活動に支援が必要な子ども一人ひとりにあわせた環境を提供することは、その子どもの読書活動そのものに直接的な影響を及ぼします。そのため、環境の整備と充実に関連する各機関が密に連携をとり、拡大読書器²⁰や活字文書読上げ装置等といった読書のための器具の給付や、デイジー（DAISY）図書²¹（以降、「デイジー図書」と表記。）や外国語資料等の提供、図書館窓口での筆談器・指さしメニュー等の活用等により読書活動を推進します。

取組み

- ✓拡大読書器等の給付（社会福祉課）
- ✓音訳者²²養成講座の実施（市立図書館）
- ✓対面朗読²³やデイジー図書作成の体制整備（市立図書館）
- ✓LL ブック²⁴、点字図書等の障がい配慮した資料の整備・充実（図書館）
- ✓図書館資料の宅配サービス²⁵（図書館）



拡大読書器（市立図書館）

²⁰ 拡大読書器：カメラとモニターを備えた書見台のようなもので、文字や図表を拡大して表示することができる装置です。市立図書館には一台設置しています。

²¹ デイジー（DAISY）図書：DAISYはDigital Accessible Information Systemの略称で、日本語では「（誰でも）アクセスできる情報の規格」と訳されます。デイジー図書は視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにデジタル録音された図書のことです。専用の再生機では、ページの移動やしおり等の機能が利用できます。

²² 音訳者：文字や図表等の情報を「音訳」する人を指します。「音訳」とは、読み手の解釈等を極力排除し、原本との同一性を保ちながら音声化することで、一般的な「朗読」とは異なります。

²³ 対面朗読：市立図書館が提供するハンディキャップサービス（図書館サービスの一つ。図書館を利用する上で何らかの障がいがある方に対して提供されるサービス。）の一つで、活字での読書が困難な方に対して、音訳者が目の代わりとなって、図書館資料等の音声化を行うサービスです。

²⁴ LLブック：知的障がいのある子どもや、日本語と異なる母国語を持つ子どもなど、読むことが苦手な子どものために、読みやすいよう工夫して作られた本のことです。

²⁵ 宅配サービス：障がい等により、図書館への来館が困難で、郵送等の手段以外では図書館を利用できない人に向けて、実施しているサービスです。

○主要な取組みの実績

取組み	内容	計画策定時 (H29 年度)	目標 (R4 年度)	実績 (R3 年度)
障がいのある 子どもが本に 親しむために 必要となる機 器・装置等の 整備	日常生活用具給付事業 ²⁶ に より、拡大読書器等の給付 を行う	実施	実施	実施
障がいのある 子どもが本に 親しむための 支援	音訳者を養成し、対面朗読 やデージー図書作成に対応 できる体制を整える	実施	実施	実施

- ・ 日常生活用具の給付を実施できる環境は整っていますが、視覚障がいを持つ子どもは市内に数名ということもあり、実績としては大人のみの利用となっています。ニーズは少ないですが、今後も制度は継続していきます。
- ・ 障がいのある子どもの読書活動について、市立図書館ではハンディキャップサービスの一環としてデージー図書の作成を実施しており、当館で養成した音訳者が主として作成しています。ただし、子どもの利用につながっていないことが課題となっています。



デージー図書録音機・再生機等のバリアフリー機器（市立図書館）

²⁶ 日常生活用具給付事業：障がいのある方の自立した生活を支援するため、日常生活用具の給付を行う事業です。

基本方針Ⅲ 子どもの読書活動についての理解の促進

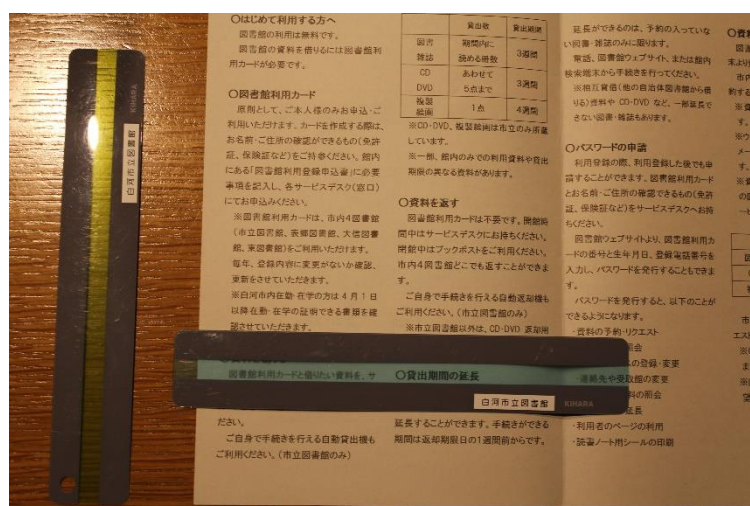
子どもが進んで本を読んでいく上で必要なのが、子どもの読書活動について、子ども自身と保護者を含めた身近な大人の理解をさらに深めていくことです。

子どもに対しては、学校での読書に関する取組みや、日々の図書館利用を通して読書の楽しさや意義を知ってもらう機会を増やします。

そして、子どもの読書活動は、身近な大人の協力なしには充実したものにはできません。そのため、家庭教育学級²⁷での啓発、図書館における展示や親子を対象とした事業の実施等、様々な場において、子どもの読書活動の重要性を発信していきます。

取組み

- ✓家庭教育学級での啓発（生涯学習スポーツ課）
- ✓学校における図書委員会活動の推進（学校教育課・図書館）
- ✓図書館訪問、職場体験の実施（学校教育課）
- ✓図書館出前講座（図書館）
- ✓子ども向け利用案内作成（図書館）
- ✓広報しらかわ、図書館だより、館内ポスター掲示等による広報の実施（図書館）
- ✓小学校1・2年生対象の図書館利用カード作成の案内（図書館）
- ✓障がい等で読書支援を必要とする人への補助器具（リーディングトラッカー²⁸等）の貸出や、障がい配慮した資料の展示（図書館）



貸出を行っているリーディングトラッカー（市立図書館）

²⁷ 家庭教育学級：子どもの健全な身体と人格の発達を目的に、保護者が子育てやしつけについて学ぶため、公立保育園・幼稚園、小学校、中学校において年間を通じて開催しています。

²⁸ リーディングトラッカー：読みたい行を集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進められる読書補助具です。

○主要な取組みの実績

取組み	内容	計画策定時 (H29 年度)	目標 (R4 年度)	実績 (R3 年度)
読み聞かせ 講座	家庭教育学級において読 み聞かせの講座及び大切 さを啓発する講座を実施す る	3 回	10 回	11 回
図書館訪問	各小学校が計画的に図書 館を訪問し、利用登録や、 利用方法について学ぶ	15 校/15 校	13 校/13 校	12 校/15 校
図書館職場 体験	各中学校が図書館におけ る職場体験を実施し、図書 館に対する理解を深める	8 校/8 校	8 校/8 校	3 校/8 校
出前講座	市内の高等学校図書館と 連携し、図書館や読書につ いての理解を深めてもら うための講座を開催する	0 回	4 回	0 回

- ・ コロナ禍で家庭教育学級においては、体験活動や講演会、食育等が敬遠される一方で、読み聞かせ講座の取組みは目標を上回りました。平常時でも取組みが見られるような働きかけ（「市民共学」出前講座ボランティアを活用等）を行っていきます。
- ・ 出前講座については、要請が無かったため実施されませんでした。
- ・ 小学校は図書館訪問、中学校は職場体験を通して、図書館についての理解を深めています。

第3章 第三次白河市子ども読書活動推進計画の概要

1 計画の位置づけ

白河市教育委員会は、「白河市行動計画ーアジェンダ 2027ー」、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、「第四次福島県子ども読書活動推進計画」、「第3次白河市生涯学習推進計画」を上位計画として国・県の動向を踏まえ、白河市の子どもの読書活動推進に関する基本方針と主要施策を備える計画として「第三次白河市子ども読書活動推進計画」を位置づけます。

2 計画の期間

令和5年度からの5年間とします。なお、国、県の動向及び社会状況の変化に応じ、適宜、見直しを検討するものとします。

3 基本方針

I 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、発達段階にあわせて切れ目無く、本との出会いの場の提供や、読書に親しむ機会の充実が必要です。そのため、乳幼児期の家庭をスタートとして、保育園・幼稚園、学校、図書館等において子どもが本に親しむ機会の提供と充実を目指します。

II 子どもが自主的に読書活動を行うための読書環境の整備・充実

子どもが、自由に、そして自主的に読書に親しむことができる環境の整備を図ります。市内の図書館や学校図書館等の機能の充実や、子どもの読書活動の人的な支援体制の強化に努めます。また、家庭、保育園・幼稚園、学校、図書館、関係機関・団体が連携・協力する体制を構築することを通して、子どもの読書活動の推進のための環境の整備を進めます。

III 子どもの読書活動についての理解の促進

子ども自身の読書に対する姿勢は、自分を取り巻く大人たちの影響を強く受けます。身近にいる大人が、子どもの読書活動の重要性と、読書に親しむ機会や環境づくりの必要性について認識し、さらには読書をともに楽しむことができるようになることが重要です。そのため、子どもの読書活動の推進に係る各機関・団体が連携・協力し、子どもの読書活動の意義や重要性について広報・啓発活動を積極的に行い、地域社会全体で、子どもの読書活動への理解を深めることを目指します。

第4章 第三次白河市子ども読書活動推進計画の取組み

第二次計画の取組み状況と成果を踏まえ、第三次計画では各基本方針に基づき、以下の取組みを進めていきます。

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭における読書活動の推進

家庭は子どもに読書の楽しさや大切さを伝えることや、子どもの読書習慣を形成する上で重要な役割を担っています。ブックスタート事業を活用した乳幼児期の読み聞かせは、家庭における子どもの読書活動のスタートとなります。

取組み

- ✓ブックスタート事業の実施（こども支援課・市立図書館）
- ✓図書館利用の促進（図書館）

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 ²⁹ (R3 年度)	目標 ³⁰ (R9 年度)
ブックスタート	1歳児健康診査時において「ブックスタート事業」を実施し、読み聞かせと図書館の利用促進を図るとともに、家庭での読書の大切さを伝える	こども支援課 市立図書館	100%	100%
			活動指標: 実施割合	



ブックスタート活動状況（左 大型絵本の読み聞かせ、右 絵本の配布）

²⁹ 現況：第三次計画策定は令和4年度であり、計画策定時の基準として、令和3年の実績を使用しています。

³⁰ 目標：第三次計画期間最終年度として、令和9年度の目標値を設定しています。

（２）保育園・幼稚園等における読書活動の推進

保育園・幼稚園等における読み聞かせ等の読書活動は、子どもが想像力を高め、豊かな感受性を育むために重要です。また、この時期に図書館を利用する経験を得ることで、その後の図書館利用の促進につながります。

取組み

- ✓保育園・幼稚園等における読み聞かせ（こども育成課・表郷図書館）
- ✓図書館訪問（こども育成課・図書館）

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (R3 年度)	目標 (R9 年度)
読み聞かせ	保育園・幼稚園等を訪問し、読み聞かせを実施する	こども育成課	4 回	8 回
		表郷図書館	活動指標： 1 園あたりの開催回数 ³¹	
図書館訪問	本とふれあう機会を提供するため、各園が図書館を訪問し、利用等について理解を深める	こども育成課	9 園/18 園	18 園/18 園
		図書館	活動指標：実施園数 ³²	

³¹ 開催回数：ボランティアの協力を得たもののみを対象とします。

³² 実施園数：3 歳以上の子どもがいる園を対象とし、指標分母は 18 園です。

（３）学校における読書活動の推進

学校は子どもが多く時間を過ごす場所であり、読書活動にも大きな影響を与えます。司書教諭または学校図書館担当教員、学校司書の配置をはじめ、保護者、ボランティア等との連携や、子ども同士の読書体験の共有等によって、子どもの読書習慣を形成していくことが重要です。

取組み

- ✓学校図書館の活用（学校教育課）
- ✓小学校における読書活動（学校教育課）
- ✓放課後児童クラブにおける読み聞かせ（こども育成課）
- ✓思いやりブックトーク³³（学校教育課）

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (R3 年度)	目標 (R9 年度)
小学校における読書活動	保護者、地域ボランティアによる読み聞かせを実施する	学校教育課	15 校/15 校	13 校/13 校
			活動指標: 実施校数	
読み聞かせ	各放課後児童クラブにおいて、地域ボランティアによる読み聞かせを実施する	こども育成課	2 クラブ /16 クラブ	15 クラブ /15 クラブ
			活動指標: 実施クラブ数	
【新規】 思いやりブック トーク	各校の代表児童 1 名計 13 名が学校の関係者や保護者に「思いやりの本」の紹介を行う	学校教育課	1 回/年	1 回/年
			活動指標: 実施回数	



思いやりブックトーク実施状況

³³ ブックトーク：あるテーマにそって、様々な本を選び複数の相手に向けて順序だてて紹介することを行います。「思いやりブックトーク」は令和3年度から行っている取組みで、児童が思いやりをテーマに選んだ本を紹介します。

(4) 図書館における読書活動の推進

図書館は、子どもが本を身近なものとして感じることができるよう、おはなし会等の取組みや移動図書館の運用を継続的にを行います。子どもが図書館と本に対して親しみを持つことは、その後の自主的な読書活動につながります。

取組み

- ✓おはなし会の開催（図書館）
- ✓手づくり絵本教室、手づくり絵本展の開催（市立図書館・東図書館）
- ✓移動図書館（東図書館）
- ✓移動図書館「ゆるりぶ」（市立図書館）
- ✓ティーンズ向け図書館だより³⁴「SASUKENE（さすけね）」の発行（市立図書館）

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (R3 年度)	目標 (R9 年度)
おはなし会	対象年齢にあわせたおはなし会を企画、実施する	図書館	33 回	40 回
			活動指標: 開催回数	
手づくり絵本教室 手づくり絵本展	読書推進の手段として、楽しみながら手づくりで絵本をつくり、また、手づくり絵本教室等でつくった絵本を展示する	市立図書館 東図書館	実施	実施
			活動指標: 実施の有無	
移動図書館	地域内小学校、幼稚園等を移動図書館車で巡回し、本の貸出を実施する	東図書館	月 1 回	月 1 回
			活動指標: 対象校・園への実施回数	
【新規】 移動図書館 「ゆるりぶ」	市内各所を移動図書館車で巡回し、本の貸出を実施する	市立図書館	新規	月 30 ヲ所
			活動指標: サービスポイント ³⁵ の数	
【新規】 ティーンズ向け図書館だよ りの発行	10 代の図書館利用者に向けた図書館だより 「SASUKENE（さすけね）」を発行する	市立図書館	年 3 回	年 6 回
			活動指標: 発行回数	

³⁴ ティーンズ向け図書館だより：令和元年度より主に中高生向け発行しており、館内で配布の他、ホームページや SNS に公開しています。

³⁵ サービスポイント：移動図書館車で定期的に巡回し図書館サービスを行う場所を、サービスポイントと言います。

（５）支援を必要とする子どもの読書活動の推進

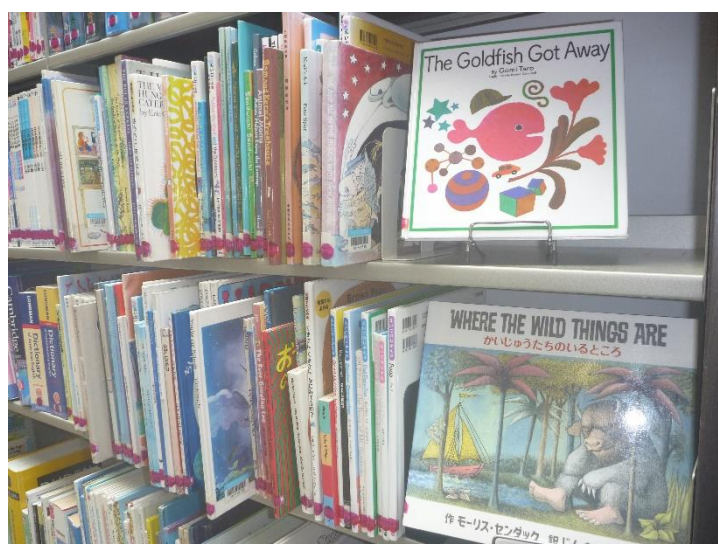
障がい、病気の療養、母国語の違い等によって読書活動に支援を必要とする子どもには、その一人ひとりにあわせた読書活動の機会の提供が必要です。また、子どもだけではなく、一番身近な支援者である保護者も共に楽しむことができ、家庭での読書活動につながる取組みを進めます。

取組み

- ✓子育て支援における読み聞かせ（こども支援課）
- ✓外国語資料の収集（図書館）

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (R3 年度)	目標 (R9 年度)
読み聞かせ	ことばの遅れ等のある幼児とその保護者を対象とした小集団での読み聞かせを実施する	こども支援課	87 回	90 回
			活動指標：実施回数	
外国語資料の収集	民族的・言語的・文化的に多様な背景をもつ子どもが、母国語に親しめるような資料を収集する	図書館	517 冊	800 冊
			活動指標：蔵書数	



洋書コーナーに設置されている日本語以外の絵本（市立図書館）

基本方針Ⅱ 子どもが自主的に読書活動を行うための読書環境の整備・充実

（１）保育園・幼稚園等における読書環境の整備・充実

保育園や幼稚園等における絵本や児童書などの充実を図り、子どもたちが自由に本に触れることができる環境の整備に努めます。併せて、園児や保護者等の求めに応じ、図書貸出ができるよう、「親子ふれあい文庫」整備事業を推進します。

取組み

- ✓絵本等の収集及び提供（こども育成課）
- ✓園での図書貸出³⁶（こども育成課）

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (R3 年度)	目標 (R9 年度)
園での図書貸出	「親子ふれあい文庫」整備事業により、園児等に図書貸出を実施する	こども育成課	1 冊	2 冊
			活動指標:園児 1 人当たりの月間貸出冊数	

（２）学校における読書環境の整備・充実

学校における読書活動や主体的な学習活動を支えるためには、学校図書館の充実が重要な役割を果たします。学習の参考になる本や読み物はもとより、様々な分野の本の充実に加え、市内全校の学校図書館への学校司書が配置されている状況を活かした、蔵書管理や利用教育を行うことで、学校図書館機能の活用を促進します。

取組み

- ✓図書館資料の活用（こども育成課・学校教育課・図書館）
- ✓図書配本の活用（こども育成課・学校教育課・図書館）
- ✓学校図書館の蔵書充実（学校教育課）
- ✓学校図書館検索システムの活用（学校教育課）
- ✓学校図書館担当教員・学校司書研修会の実施（学校教育課）

³⁶ 園での図書貸出：「親子ふれあい文庫」整備事業により、保育園・幼稚園に絵本等を整備し、貸出を行っています。第二次計画策定時は収集する蔵書数を指標としていましたが、蔵書数は目標値に近づいたため、第三次計画では貸出数を指標とします。

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (R3 年度)	目標 (R9 年度)
図書配本	セット化した図書館所蔵の資料を学校図書館に配置する	学校教育課 図書館	実施	実施
			活動指標: 実施の有無	
図書館資料の活用	各放課後児童クラブにおいて、配本事業の活用等により、図書館所蔵の資料の積極的な利用を図る	こども育成課 図書館	13 クラブ /16 クラブ	15 クラブ /15 クラブ
			活動指標: 実施クラブ数	
学校図書館の蔵書充実	学校図書館の蔵書を充実させる	学校教育課	90%	100%
			活動指標: 蔵書充足率	
学校図書館担当教員・学校司書研修会の充実	学校図書館担当教員・学校司書研修会を実施し、個々の指導力向上を図る	学校教育課	1 回/年	1 回/年
			活動指標: 実施回数	

（３）図書館における読書環境の整備・充実

図書館が、子どもの読書活動において身近で利用しやすい場所となるためには、親しみやすい雰囲気やイメージとともに、子どもの好奇心を刺激する広範なジャンルの本の整備・充実が必要です。また、学校図書館機能充実の支援等の取組みを通じて読書環境の整備に努めます。

取組み

- ✓小・中学校図書館支援（図書館）
- ✓読書ノートへの配付（図書館）

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (R3 年度)	目標 (R9 年度)
小・中学校図書館支援	学校図書館の支援を実施する	図書館	23 校/23 校	20 校/20 校
			活動指標:実施校数	
読書ノートへの配付	市内の子どもを対象に読書ノートを配付する	図書館	実施	実施
			活動指標:実施の有無	

（４）支援を必要とする子どもの読書環境の整備・充実

読書活動に支援が必要な子ども一人ひとりにあわせた環境を提供することは、その子どもの読書活動そのものに直接的な影響を及ぼします。そのため、環境の整備と充実に関連する各機関が密に連携をとり、拡大読書器や活字文書読上げ装置等といった読書のための器具の給付、デージー図書や外国語資料等の提供、図書館窓口での筆談器・指さしメニュー等の活用等により読書活動を推進します。

取組み

- ✓ 拡大読書器や活字文書読上げ装置等の給付（社会福祉課）
- ✓ 音訳者養成講座の実施（市立図書館）
- ✓ 対面朗読やデージー図書作成の体制整備（市立図書館）
- ✓ 障がい配慮した資料（LLブック、点字図書等）の整備・充実（図書館）
- ✓ 図書館資料の宅配サービス（図書館）

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (R3 年度)	目標 (R9 年度)
障がいのある子どもが本に親しむために必要となる機器・装置等の整備	日常生活用具給付事業により、拡大読書器や活字文書読上げ装置等の給付を行う	社会福祉課	実施	実施
			活動指標: 実施の有無	
障がいのある子どもが本に親しむための支援	音訳者を養成し、対面朗読やデージー図書作成に対応できる体制を整える	市立図書館	実施	実施
			活動指標: 実施の有無	

基本方針Ⅲ 子どもの読書活動についての理解の促進

子どもの自主的な読書活動の推進を行っていく上で必要なのが、子どもの読書活動について、子ども自身と保護者を含めた身近な大人の理解をさらに深めていくことです。

子どもに対しては、学校での読書に関する取組みや、日々の図書館利用を通して読書の楽しさや意義を知ってもらう機会を増やします。

そして、子どもの読書活動は身近な大人の協力なしには充実したものにはできません。そのため、家庭教育学級での啓発や図書館における展示等、様々な場において、子どもの読書活動の重要性を発信していきます。

取組み

- ✓家庭教育学級での啓発（生涯学習スポーツ課）
- ✓学校における図書委員会活動の推進（学校教育課）
- ✓図書館訪問、職場体験の実施（学校教育課・図書館）
- ✓ティーンズコーナー（市立図書館内）のPR（市立図書館）
- ✓図書館出前講座（図書館）
- ✓子ども向け利用案内作成（図書館）
- ✓広報しらかわ、図書館だより、館内ポスター掲示等による広報（図書館）
- ✓小学校1・2年生対象の図書館利用カード作成の案内（図書館）
- ✓障がい等で読書支援を必要とする人への補助器具（リーディングトラッカー等）の貸出や、障がいに配慮した資料の展示（図書館）

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (R3 年度)	目標 (R9 年度)
読み聞かせ講座	家庭教育学級において読み聞かせの講座及び大切さを啓発する講座を実施する	生涯学習スポーツ課	11 回	15 回
			活動指標: 実施講座数	
図書館訪問	各小学校が計画的に図書館を訪問し、利用登録や、利用方法について学ぶ	学校教育課	12 校/15 校	13 校/13 校
		図書館	活動指標: 実施校数	
図書館職場体験	各中学校が図書館における職場体験を実施し、図書館に対する理解を深める	学校教育課	3 校/8 校	7 校/7 校
		図書館	活動指標: 実施校数	
出前講座	市内の学校と連携し、図書館や読書についての理解を深めてもらうための講座を開催する	図書館	0 回	4 回
			活動指標: 実施回数	

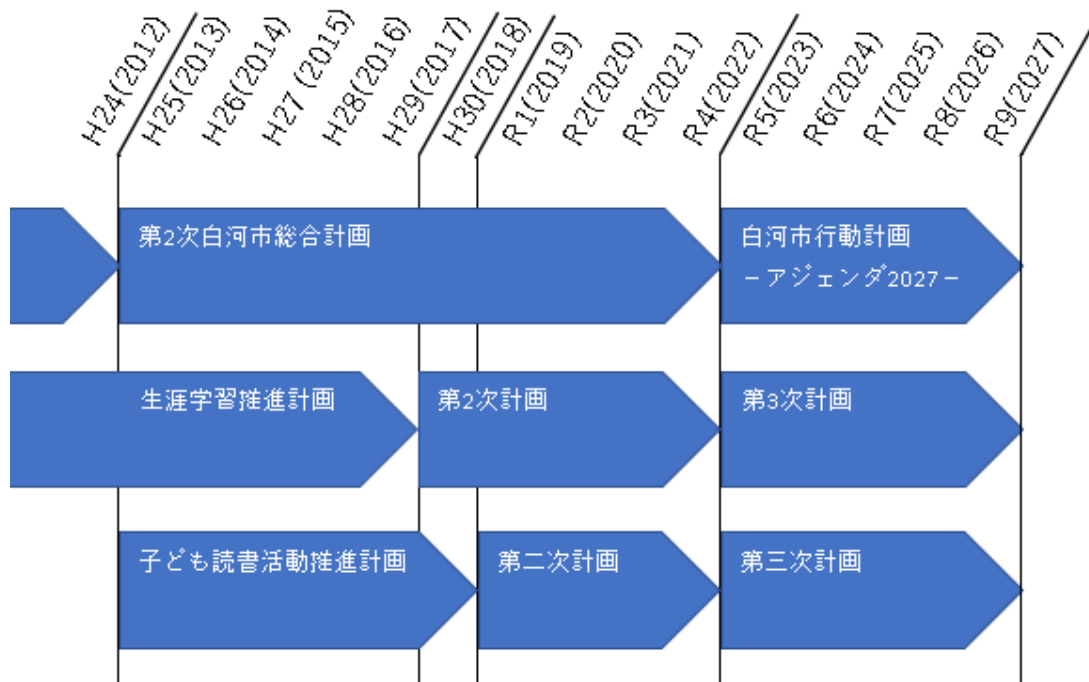
第5章 計画の推進について

1 計画の推進体制の整備

本計画は、策定段階において組織された「白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会」を構成する庁内各課が中心となって、子どもの読書活動の推進に関わる関係機関・団体と連携を深め、協力して白河市の子どもの読書活動を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、図書館において行うものとし、毎年度末にその進捗状況を確認するとともに、関係課と連携し、事業施策の適切な進捗管理に努めます。



資 料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第三次白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により、第三次白河市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の原案を検討するため、第三次白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動の推進に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 推進計画原案の策定に関すること。
- (3) その他推進計画原案の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、委員長1名、副委員長2名及び委員7名とし、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務の所掌事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第6条 庁内検討委員会に、推進計画原案の策定に必要な事項について調査及び研究を行うため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 会長には、市立図書館副館長兼係長を充て、副会長は会長が指名する者とする。
- 4 会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 庁内検討委員会の事務局は、市立図書館に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行し、設置の目的を達成したときはその効力を失う。

別表第 1（第 3 条関係）

役 職	職 名
委員長	教育長
副委員長	教育部長、こども未来室長
委員	企画政策課長、社会福祉課長、こども支援課長、こども育成課長、 学校教育課長、生涯学習スポーツ課長、市立図書館長

別表第 2（第 6 条関係）

課所名	職 名
市長公室企画政策課	主任主査兼企画政策係長
保健福祉部社会福祉課	課長補佐兼障がい福祉係長
保健福祉部こども支援課	専門保健技師兼母子健康係長
保健福祉部こども育成課	課長補佐兼保育係長
教育委員会学校教育課	指導主事
教育委員会生涯学習スポーツ課	課長補佐兼生涯学習係長
教育委員会図書館	市立図書館副館長兼係長、主任司書、副主任司書、司書、表郷 図書館長、大信図書館長、東図書館長

白河市図書館協議会委員名簿

委嘱区分	所属・職業等	氏 名
学校教育の関係者	白河市立関辺小学校長	清野 孝
社会教育の関係者	元白河第一小学校読み聞かせボランティア	箭内 徳二（会長）
社会教育の関係者	（一般社団法人）未来の準備室職員	若松 真奈美
家庭教育の向上に資する活動を行う者	しらかわ語りの会読み聞かせボランティア	野口 順子
学識経験を有する者	元白河高校 PTA 会長、 元白河幼小中高 PTA の集い会長	矢内 秀一（副会長）
学識経験を有する者	大妻女子大学非常勤講師 元白河市立図書館長	田中 伸哉

第三次白河市子ども読書活動推進計画策定工程表

年度	月	工 程
R4	4～8	・工程表作成 ・情報収集(国、県、他市の子ども読書活動推進計画等) ・図書館協議会委員改選
	9	・第 1 回図書館協議会
	10	・庁内検討委員会設置要領制定 ・関係課照会(第二次計画実績、第三次計画目標) ・第 1 回庁内検討委員会 ・計画素案作成
	11	・第 1 回作業部会 ・第 2 回図書館協議会 ・第 2 回作業部会
	12～1	・計画原案作成
	2	・第 2 回庁内検討委員会 ・パブリックコメント手続き・公表
	3	・パブリックコメント後意見等取りまとめ ・第 3 回作業部会 ・第 3 回庁内検討委員会 ・第 3 回図書館協議会 ・定例教育委員会
R5	4	・計画公表

第三次白河市子ども読書活動推進計画策定経過

庁内検討委員会

開催期日	回 数	内 容
令和 4 年 10 月 25 日	第 1 回	前計画の振り返りと策定までの工程について協議
令和 5 年 2 月 8 日	第 2 回	作業部会での検討経過、図書館協議会の意見を反映した計画原案を説明。パブリックコメントを含めた、今後の日程について確認。
令和 5 年 3 月 15 日	第 3 回	パブリックコメントの結果報告、パブリックコメント後の最終稿の確認と意見照会

庁内検討委員会作業部会

開催期日	回 数	内 容
令和 4 年 11 月 2 日	第 1 回	前計画の振り返りと策定までの工程について説明 委員会での協議内容を踏まえ、計画案（初稿）を作成
令和 4 年 11 月 30 日	第 2 回	図書館協議会で出た意見等を報告し、計画案（最終稿）を作成 パブリックコメントを含めた、今後の日程について確認
令和 5 年 3 月 15 日	第 3 回	パブリックコメントの結果報告、パブリックコメント後の最終稿の確認と意見照会

白河市図書館協議会

開催期日	回 数	内 容
令和 4 年 9 月 1 日	第 1 回	第三次計画策定と工程について説明
令和 4 年 11 月 18 日	第 2 回	策定経過及び、計画素案について説明
令和 5 年 3 月 22 日	第 3 回	計画案（最終稿）の確認

第三次白河市子ども読書活動推進計画

発行 令和 5 年 4 月
白河市教育委員会

事務局 〒961-0957
福島県白河市道場小路 96-5
白河市立図書館
電話 0248-23-3250
FAX 0248-23-4090